

(様式)

令和 年 月 日

山口県消費生活センター所長 様

申込者
(使用責任者)

消費者教育・啓発用教材貸出申込書

下記の消費者教育・啓発用教材の貸し出しを申し込みます。

記

教材名	分類・番号・タイトルを記入 (DVDについては、原則として3本までとさせていただきます。)
貸出期間	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
使用目的 (行事名等)	
担当者氏名	
担当者連絡先	住所 〒 電話番号 () -

※教材の貸出方法については、裏面をご確認ください。

※以下は教材使用後に記入し、返却時にご提出ください。返却確認日は無記入でお願い致します。

実施状況

使用日	令和 年 月 日 ()	
使用会場		
講座	参加者	名 年代(才代)
	内容	
使用後の気付き 感想・改善点等		
返却確認日 (山口県使用欄)	月 日 ()	確認者 印

※実施状況については、裏面にもご記入いただけます。

※使用にあたっては、裏面の留意事項を守ったうえで使用してください。

実施状況

使用日	令和 年 月 日 ()		
使用会場			
講座	参加者	名	年代(才代)
	内容		
使用後の気付き 感想・改善点等			
返却確認日 (山口県使用欄)	月	日 ()	確認者 印

消費者教育・啓発用教材の貸出に関わる留意事項

● 貸出方法

- (1) 借入者が県消費生活センターから直接受け取り、直接返却を行う。
- (2) 逡送を利用して受け取り及び返却を行う。
- (3) 借入者の費用負担により業者等に運搬を依頼し、受け取り及び返却を行う。ただし、借入者が学校関係者(学校教育法第一条に規定する学校等)の場合、借入者の受け取りに要する運搬費用のみ県消費生活センターが負担する。

● 使用上の留意事項

- (1) 借入者は、消費者教育・啓発用教材を使用して営利目的の活動を行ってはならない。
- (2) 借入者は、消費者教育・啓発用教材を個人的に使用してはならない。
- (3) 借入者は、消費者教育・啓発用教材を第三者に転貸してはならない。
- (4) 借入者は、消費者教育・啓発用教材の紛失、盗難のないよう万全を期さなければならない。
- (5) 県消費生活センターは、借入者が(1)～(4)の事項に違反し、かつ是正される見込みがないと認めるときは、使用を禁止し、貸出しを取り消すことができる。